

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

決算特別委員会会議録 (5)			
日 時	令和3年10月 8日 (金)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 4時03分
場 所	第2委員会室		
議 題	継続審査案件		
出席委員	山田委員長、高野副委員長、横尾・高橋(龍)・秋元・中村(吉宏)・ 中村(誠吾)・小貫・濱本各委員		
説明員	市長、教育長、小林・林下両監査委員、副市長、総務・財政・ 産業港湾・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長、 消防長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者 (水道局長、産業港湾部港湾担当・生活環境・福祉保険・ こども未来各部長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋龍委員、濱本委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。松田委員が横尾委員に、丸山委員が小貫委員に、高橋克幸委員が秋元委員に、松岩委員が中村吉宏委員に、須貝委員が濱本委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、自民党、立憲・市民連合、共産党の順といたします。

公明党。

---

○横尾委員

◎高島小学校温水プール開放事業について

私からは、まず高島小学校温水プール開放事業についてお聞きしたいと思います。

高島小学校温水プールのことは、公共施設の再編に関する調査特別委員会でも聞いてきましたけれども、今回、事務執行状況説明書の中で実績が出てきましたので、少し確認したいと思います。高島小学校温水プール開放事業の利用状況ですけれども、昨年度の方はここで出ている部分もありますが、過去3年間の利用状況をお聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

高島小学校温水プールの過去3年間の利用状況でございますが、令和2年度は個人利用者が5,468名、専用利用者が4,102名、総利用者が9,570名となっております。

元年度は個人利用者が8,094名、専用利用者が7,052名、総利用者が1万5,146名となっております。

平成30年度につきましては、個人利用者が8,196名、専用利用者が7,860名、総利用者が1万6,056名となっております。

○横尾委員

令和2年度の利用状況については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているのかということを、人数で確認させていただきました。

それであと、もし分かれば、開放日数も過去3年度分、お聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

今、委員から御指摘ございましたとおり令和2年度につきましては、いわゆる新型コロナウイルス感染症の拡大による臨時休館が断続的にございまして、開放日数については230日となっております。

元年度につきましては、272日、これが大体例年並みの数となっております。

平成30年度につきましては、250日でございまして、これにつきましては、北海道胆振東部地震による臨時休館、あるいはボイラーの故障により臨時休館があったものでございます。

○横尾委員

利用状況について説明ありましたけれども、個人使用、専用使用というのがありました。これについては、どういったものかお聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

一般的に1回1回利用料金をお支払いいただいて入る方が個人利用という方で、専用利用については、1時間1

レーンごとの単位でお貸ししていることとなりますが、団体で利用するケースが想定されております。

○横尾委員

執行状況を見ますと、その下に市民水泳教室の数が入っていますが、これは利用状況の中には含まれていない人数なのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

水泳教室は、以前、高島小学校温水プールで開催されていたものですから、この項に記載してございますが、平成24年度からは市内中心部の民間プールで水泳教室を開催してございますので、高島小学校温水プールの利用者には含まれていないものでございます。

○横尾委員

ちなみにですけれども、一般使用の中に団体で使用している方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

やはり専用利用のコースの関係がございまして、いっぱいになっている場合というのがまれに個人利用として、団体でお使いになっているというケースはあるということは承知してございます。

○横尾委員

昨年度のものでもいいのですが、プールの利用について、1日の利用した最大人数と最小人数が分かればお聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

令和2年度の実績でございますが、1日の最大利用者数が91名、最小利用者数が7名でございました。

○横尾委員

1日7名しか使わなかったときがあったんですね。

聞きたいのが利用者数ですけれども、実利用者数、1人の方が5回使ったとか、6回使ったとかたくさんあると思うのですが、実利用者数は押さえていますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

個人利用者につきましては、大変申し訳ございません。把握してございませんが、団体につきましては、11団体というふうに把握しているところでございます。

○横尾委員

利用者の傾向として、やはり続けていくということが水泳でよくあるかとは思っておりますけれども、リピーターみたいな形で利用される方、こういった頻度で利用される方が多いのかとか、もし分かればお示しください。

○（教育）生涯スポーツ課長

個人、専用利用とも、委員御指摘のとおり、リピーターの方が大半でございまして、利用頻度はその方々によって違いますが、毎日のように来られる方もいらっしゃるかと聞いております。

○横尾委員

利用者数が使っている市民の数とは少し違うという部分が分かりました。

最近、公共施設の再編をやっていますが、実際に市民の方でどれくらいの方がプールを利用しているのかというところの把握みたいなので研究されたことはありましたか。

○（教育）生涯スポーツ課長

実際に施設を1日何人使っているのかというのが利用者数として把握すべきことかなと承知しておりますので、どなたが何回使ったかというところまでは調査の対象にはしていないところでございます。

○横尾委員

公共施設ですので、特定の人、特定の団体のためだけににならないようにというのが公共施設の再編をしていく中

で必要な観点かと思ったので、確認させていただきました。図書館とかであればカードとかで把握できるのかと思ったのですが、プールは難しいということがまず今のところ分かりました。

そこで確認したいのですが、年間の高島小学校温水プール開放事業の維持にかかる費用について、お示しください。

○（教育）生涯スポーツ課長

主なものとしたしましては、職員人件費であったり、光熱水費であったり、修繕費、あるいは警備、集金業務、委託業務がございます。これらを合算いたしますと、令和2年度実績でございますが、2,977万7,000円でございます。

○横尾委員

それでは、この数字を開放日の数で算出した場合の1日の維持費用はどのようになりますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

1日当たり約12万9,000円となっております。

○横尾委員

それでは、利用者1人当たりの場合だとどのようになりますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

1人当たり約3,000円というふうになってございます。

○横尾委員

令和2年度各会計決算説明書を見ると、高島小学校温水プールの使用料が150万150円となっております。利用料から考えたりすると、なかなかこの部分は合わないというか、利用者がもっと多いほうがいいのかと思えました。先ほどの維持費と建設にかかってくる費用というのが市で負担していく、運営していくのにかかっていくということで確認させていただきました。

この辺はしっかりと精査できる時間があれば、どのくらいの市民が実際に活用しているのかと、人口の割合でプールを活用しているのがどのくらいなのかというのも、ぜひ機会があれば調べていただきたいと思えましたので、質問させていただきました。

◎私道整備助成事業について

次に、私道整備助成事業についてお伺いしたいと思います。

私道整備助成ですけれども、この制度はいつからあるのか、確認させてください。

○（建設）庶務課長

小樽市の私道整備助成事業ですけれども、こちらにつきましては、昭和58年度から制度が開始されてございます。

○横尾委員

この制度をつくった目的はどのようなものでしょうか。

○（建設）庶務課長

制度の目的ですけれども、私道の整備促進を図り、生活環境の向上に資することを目的としてございます。

○横尾委員

環境を整備するということですね。

それで、事務執行状況説明書には載っているのですが、その前も含めて過去3年間の実績を知りたいのですが、当初予算額と、あと決算額、そして件数がどうだったか、確認させてください。

○（建設）庶務課長

まず、令和2年度ですけれども、予算額につきましては40万円、決算額が8万9,100円、助成件数が1件でございます。元年度ですけれども、予算額が50万円、決算額0円、助成件数も0件となっております。平成30年度で

すけれども、予算額50万円、決算額が0円、助成件数が0件となっております。

○横尾委員

3年間で1件ですけれども、この実績に関する見解はどのようなものをお持ちか、お示してください。

○（建設）庶務課長

ここ3年の動きでいきますと、若干助成の件数は下がってきているのかというふうには認識してございます。その理由というところまで、まだ研究は進んでおりませんが、恐らく制度の中で何らか使いづらい部分があるのかというふうには考えてございます。

○横尾委員

この制度の財源はどのようなふうになっていきますか、お示してください。

○（建設）庶務課長

財源につきましては、全て一般財源というふうになってございます。

○横尾委員

この制度はどのようなものを根拠にしてやっていますか。

○（建設）庶務課長

助成の根拠につきましては、小樽市私道整備助成規則というのがございまして、それに基づいて助成を行ってございます。

○横尾委員

この規則を見ますと、助成の割合が書いていないのですけれども、助成の割合はどのように決められていますか。

○（建設）庶務課長

助成の割合ですけれども、年に1度、助成の手引というのを各町内会に送ってございます。そこで、助成率を記しているのですけれども、その記載内容といたしましては、標準設計というのがございまして、例えば補装の新設ですとか、側溝の新設、こういった標準設計に基づく工事について、助成金を交付するというふうにしております。その額は施工業者の見積りと市の標準設計金額、市で定めた金額なのですけれども、そのいずれか低いほうの3分の1という助成率としてございます。

○横尾委員

そうなる、手引で定めているということになりますか。

○（建設）庶務課長

規則を見ますと、市長が定めるということで、市長が定めた率を手引で明らかにしているという形にしてございます。

○横尾委員

では、助成率は、どこで、どのように決めていますか。

○（建設）庶務課長

先ほど申し上げましたとおり、年に1度、町内会等に手引を送付いたしますので、その際に市長までの決裁ということで、この内容を決裁してございます。

その手引の内容を含めて3分の1を助成額とするというふうな決裁を取ってございます。

○委員長

市長が決めるということですが、その根拠はどこにありますか。

○（建設）庶務課長

3分の1としている考え方ですけれども、道内に同様の助成を行っているところがございまして、そういった部分も含めて、小樽市として3分の1ということで助成率を確定しているところでございます。

○横尾委員

手引に載せる3分の1という助成率については、どこかで定めたものを載せていると先ほど思ったのですが、手引をつくる時に、それも含めて決定している。だから、手引が根拠になっているということなのですか。

○（建設）庶務課長

少し言い方が悪くて申し訳ございませんでした。市長までの助成率を3分の1にするというふうに市長までの決裁を取りまして、その結果を手引に載せているという考え方でございます。

○横尾委員

対象となる私道というのはどのようなものになっていますか。

○（建設）庶務課長

助成の対象となる道路ですけれども、道路の幅員が3メートル以上、これは側溝を含む長さですが、3メートル以上の道路で境界が明確であるということがまず条件でございます。

あわせて、三つの要件がございまして、その三つのいずれかに該当する必要があるというふうにしてございます。その三つのうちのまず一つ目ですけれども、「両端が公道に接続しているもの」、二つ目が「一端が公道に接続し、かつ、他の一端が幅員3メートル以上の私道に接続しているもの」、三つ目が「一端が公道又は幅員3メートル以上の私道に接続し、かつ、他の一端が学校、保育所その他の公共施設に通じているもの」、この三つのいずれかに該当することが必要というふうになってございます。

○横尾委員

このような私道ですけれども、市内にはどれくらいあると考えていますか。

○（建設）庶務課長

これで該当するであろう私道の件数ですけれども、なかなかこれが小樽市内にどれくらいあるのかというのは、把握はできてございません。

○横尾委員

恐らくかなりの量があるのではないかと思います。かなりの量があるのに、3年間で1件しか申請がないというのは、先ほど庶務課長からもありましたけれども、制度のどこかに使いづらい部分があるのではないかと考えられるのですが、他市の状況というのは、どれくらいの都市のものを調査されているのか、分かればお聞かせください。

○（建設）庶務課長

道内の主要都市ということで、小樽市を含めまして10市の状況を調べてございます。

○横尾委員

10市とも同じような条件だということだったのでしょうか。

○（建設）庶務課長

市名は述べませんが、10市のうち5市は助成制度がなかったという結論になってございます。小樽市含めでの残る5市ですけれども、5市のうち小樽市含めて4市が小樽市と近いような助成制度を設けていると。残るもう1市ですけれども、そこについては、一定の要件を満たすと市で維持管理を行うという内容になってございます。

○横尾委員

他都市の利用されている実績の件数などを確認されていますか。

○（建設）庶務課長

申し訳ございません。今、手元には実績はございませんでした。

○横尾委員

では、確認しますけれども、3分の1となっている割合は、今までずっとこの割合ですか。

○（建設）庶務課長

平成15年度から助成率を3分の1としておりまして、それ以前は2分の1の助成率という形で行ってきた経過がございます。

○横尾委員

ちなみに3分の1に下げた理由とかがもし分かれば、お聞かせください。

○（建設）庶務課長

当時の経過まで調べることはできませんでした。

○横尾委員

他都市の状況を私も見ましたけれども、道内の話は見なかったのですが、インターネットで調べてみて、ほかの市を見たりすると、9割まで助成していたりだとか、8割だとか、様々なやり方があるのかなと。でも、大体、一般財源でされているということで、市の捉え方、考え方なのかということと、あと、道路も袋小路になっているところも助成することもありますし、この辺はどこが使いづらくなっているのかというのは、しっかり確認、精査していく必要があるのかな。せっかく制度をつくっているのに、これだけたくさん整備が必要だと思われるような道路があるのに3年間で1件しかされていないというのは、制度として市民からすると非常に使いづらい状況になっているのかと、私の印象としてはあります。この辺はしっかりと他都市の状況も広く、そして、考え方も本当に整備がされて生活環境をよくしたいのであれば、生活環境をよくするための制度の仕方も今までと違う部分もありますので、そういった部分も必要なのかと、この実績を見て感じました。この辺は後々また検討していただければと思います。

○秋元委員

◎狂犬病予防対策費について

それでは、狂犬病予防対策費について伺います。

この事業の根拠法令と目的について、まず説明してください。

○（保健所）生活衛生課長

質問ありました事業の根拠についてですが、根拠になる法令としましては、狂犬病予防法となっております。目的に関しましては、狂犬病の発生を予防しまして、その蔓延を防止し、撲滅することによって、公衆衛生の向上、公共の福祉の増進を図ることを目的としております。

○秋元委員

狂犬病予防法に基づいているのだというお話でした。それで、狂犬病の蔓延を防止していくと。また、撲滅するためということで、令和2年度の予算が計上され、決算額がこのたび示されましたけれども、約1,000万円になるのです。

この約1,000万円の委託料の内訳を説明していただけますか。

○（保健所）生活衛生課長

内訳ですが、登録委託料としまして13万3,380円、注射済票交付の委託料としまして80万3,198円となっております。

○秋元委員

委託料のうち、登録と注射についてお聞かせいただきました。

そこで、犬を飼う場合、登録申請が必要になってくるということですが、登録申請の内容と手続の流れを説明してください。

○（保健所）生活衛生課長

申請の内容につきまして、根拠法令は狂犬病予防法になります。それで、まず保健所に来ていただきまして、法に規定があります所有者の住所、犬の所在地などを記載していただき、窓口で3,000円の手数料を支払っていただき登録するというような流れになっております。

○秋元委員

次に、先ほどお聞かせいただきましたが、予防注射についてです。

その接種時期につきましても、法によって規定されているのですが、この規定されている法の説明と本市の接種時期、また接種に至るまでの周知方法について説明してください。

○（保健所）生活衛生課長

予防注射に関しましては、法令で定められております。予防注射に関しましては、狂犬病予防法の第5条第1項より、犬の所有者は狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならないと規定をしております。今年度であれば、新型コロナウイルス感染症の影響がありまして、12月31日までに注射を受けるというような形で措置がされているところでございます。

（「あと周知方法についてもです。」と呼ぶ者あり）

失礼しました。周知方法に関しましては、原簿に登録されている方へ郵送で案内する場合と、広報おたるを活用する場合、あと4月の回覧板で周知するというようなことで行っております。

○秋元委員

ちなみに予防注射を受けさせなかった場合、どのような罰則があるのか。過去に市内において、罰則を受けたケースはありますか。

○（保健所）生活衛生課長

予防注射を受けなかった場合の罰則ですが、これは狂犬病予防法第27条第2項に規定されておまして、犬に注射を受けさせなかった場合は20万円以下の罰金という形になっております。

ただ、小樽市内におきましては、このような条文が適用された事例はありません。

○秋元委員

次に、狂犬病予防法施行規則というのがありまして、第4条でいう先ほどおっしゃっていました原簿に記載されている数は、現状どのようになっていますか。

○（保健所）生活衛生課長

原簿に記載されている頭数ですけれども、令和2年度末で5,240頭となっております。

○秋元委員

では、原簿から削除されるケースも当然出てくるとは思いますけれども、削除するケースというのは年間どれくらいあるものなのか。

また、削除に至るケースは、どんなケースがあるのか、これについて説明ください。

○（保健所）生活衛生課長

削除をされるケースにつきましては、死亡届が出てきた場合は削除されます。あと、市外へ転出した場合も、こちらとしては削除という形の扱いにしております。

この数でいいますと、令和2年度末に481件という形で押さえております。

○秋元委員

481件というのは、死亡届が出た数が481件。

○（保健所）生活衛生課長

失礼しました。死亡届が431件で、転出が50件という形になっております。

○秋元委員

次に、予防注射後なのですが、注射済証と注射済票が交付されることになっております。これも法律で決められておまして、その違いについて説明してください。

また、注射済証と注射済票の数の違いはあるのですか。

○（保健所）生活衛生課長

注射済票と注射済証の違いですけれども、注射済票は注射を打った方々に保健所で発行するステンレスの金具のようなものでして、小樽市外で打った方々に交付される証が注射済証になっております。ですので、市外で受けられた方に関しましては、注射済証を持って小樽市に来ていただければ注射済票を交付するというような流れになっておまして、注射済証と注射済票の数は若干違いがあるかと思われまます。

○秋元委員

小樽市内の動物病院で接種したときには、注射済証は出ないのですか。

○（保健所）生活衛生課長

小樽市内の病院で打った場合には、ステンレスの注射済票が交付されるという形になっております。

○秋元委員

それでは次ですけれども、狂犬病予防法の第5条第3項では、注射済票を犬につけなければならないというふうに規定されています。私も見る限り現実的にはなかなか、そこまではいっていないのではないかと感じるのですけれども、こういう状況について小樽市としては、どのような認識をお持ちでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

今、委員から御指摘ありましたとおり、確かに法律上は鑑札と注射済票をつけることにはなっておりますけれども、現状は、やはりつけられていない事例が多いのではないかとというふうに認識しております。

○秋元委員

一応、法で規定されておりますので、改めてその辺の周知といいますか、そういうことというのは登録時だけではなくて、日頃からどのような形でそういう注射済証、鑑札の装着といいますか、これも義務づけられていますけれども、この辺はどのように皆さんに周知しているような状況ですか。

○（保健所）生活衛生課長

その周知に関しましては、現状は市のホームページで周知をしているような形になっております。

○秋元委員

ホームページのみなのだということですね。

次に、鑑札についてです。鑑札についても根拠があるのですけれども、根拠について説明していただけますか。

○（保健所）生活衛生課長

鑑札につきましても、狂犬病予防法の第4条第2項で規定されております。

○秋元委員

それで、飼い犬が死亡した場合の届出についても関連する法的根拠を説明してください。

○（保健所）生活衛生課長

飼い犬が死亡した場合の届出の根拠ですが、狂犬病予防法の第4条第4項で定められております。

○秋元委員

そうなのですよね。これも法律で定められておまして、犬が死亡したときには30日以内にその犬の所在地を管轄する市町村に届けなければならないとされているのですけれども、小樽市のホームページでは期限については記載されていませんが、その理由についてはどのような理由があるのですか。

○（保健所）生活衛生課長

今御指摘ありましたとおり、ホームページには死亡届ということで掲載はしていますけれども、30日以内というところに関しては、掲載はされていない現状があります。そこに関しましては、特に理由はありません。

○秋元委員

本来、法律で決められていることですから、しっかり周知する意味でも、期限も併せて周知すべきだと、記載すべきだと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、今に関わるのですが、犬の死亡届書には鑑札、注射済票を添付して提出することになっていますけれども、これも法で定められています。他市の状況も届出書にはこれらを添付しているところもありますけれども、やはり小樽市では添付するような届出書にはなっていませんが、その理由についてお知らせください。

○（保健所）生活衛生課長

確かに委員がおっしゃるように、死亡届を出す場合には、返却するという形にはなっていますが、小樽市は、特にまだそこまでの周知がされていないような形になっておりますので、今後その辺も周知するような方法で検討していきたいというふうに考えております。

○秋元委員

それはそうですけれども、これも正当な理由があるときには、添付しなくてもいいということになっているのです。

もし、正当な理由があるのであれば、別に添付する必要はないのですけれども、あえてやはりここも法律に規定されているわけですから、しっかりとまずは死亡届書ですか、フォーマットの中身を変える必要があるのだらうと思いますし、先ほど言っていましたけれども、しっかり市民の方に周知する必要があると思いますけれども、改めて答弁いただけますか。

○（保健所）生活衛生課長

今、委員から御指摘いただきました内容につきましては、改めて、また検討させていただきたいというふうに考えております。

○秋元委員

ぜひよろしく願いいたします。

今回この質問をするきっかけになったのは、実は市民の方から以前に亡くなった飼い犬がいて、犬は亡くなっているのですけれども、予防注射の封書が毎年届くのだというお話を伺いました。よくよく聞くと、改めて確認させていただくと、やはり死亡届を出さなければならないということを知らなくて、そういう形になっていたことが初めて分かって、今回質問させていただくことになったのです。

多分ほかの方もそういう方がいらっしゃるのではないかとと思うのです。現状で、市として飼い犬の飼育頭数ですか、そこをしっかりと把握できていないというのが一つあるのではないかとと思うのですが、事務執行状況説明書を見させていただきますと、昨年度の注射済票交付件数が3,416件なのです。ところが、先ほどお答えいただきましたけれども、原簿に載っている数が5,240頭となっているのですが、この辺の差はどのように押さえているのか、どういう認識を持っているのですか。

○（保健所）生活衛生課長

その差の認識ですけれども、年数がたっていて、もう既に亡くなってはいるものの、連絡がこちらに来ていない場合、死亡届が出ていない場合、そういったようなケースがあるのかというふうには考えております。

○秋元委員

先ほど話しましたがけれども、市民の方が自分の飼い犬が死亡したときに、死亡届を提出していないことで、無駄な事務費が発生しているのではないかと感じているのです。

ちなみに封書で毎年送られるそうですけれども、封書の郵送にかかる費用は1通幾らぐらいかかっているのか。また、全体で幾らぐらいの予算をかけて郵送されているのか、この辺についていかがですか。

○(保健所)生活衛生課長

事務費ですけれども、1通当たり73円の郵送料で、あといろいろな事務手数料として23円の合計して96円という形で1通当たりを考えて試算しております。

(「全体で幾らぐらいかかるのですか。」と呼ぶ者あり)

全体的な発送の数については、現状手元にはありません。申し訳ありません。

○秋元委員

本当は5,240頭の方原簿に載っている数だけ発送するというのが普通なのかと思うのですが、そうではないのですか。

○(保健所)生活衛生課長

原簿に基づいて、本来、発送しているかと思うのですが、ただ、飼っていて明らかに年数がたっている犬もいるかと思うのです。そういったところは、確認できる分については外したりとか、そういうことはあるかと思えます。

○秋元委員

今、多分、今年度は皆さん事務事業の評価をしてきたと思いますけれども、こういう小さなこと、先ほどおっしゃっていた1通96円、そういう郵送にかかる費用も積み積み積もっていくと結構莫大な金額になっていくと思います。私は最初に法の根拠と伺いますか、目的を伺いました。目的はやはり狂犬病の蔓延防止ですとか、そういうことから考えると、もう少し市で飼育頭数がどのくらいなのかというのは、あくまでですけれども、どこまで正確にできるか分からないですが、原簿の見直しですとか、予防注射の状況ですとか、死亡届の状況などもしっかり把握していただいて、今後、対応していく必要があると思うのです。ぜひ、そういう見直しもしていただきたいと思いますが、最後に答弁いただいて終わります。

○(保健所)生活衛生課長

今、委員から御指摘のありました死亡届、それと原簿と実際の頭数の差、そういったところを今後どのくらい開きがあるのかも気にしながら、事務手続をしていきたいというふうに思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

---

○中村(吉宏)委員

◎小樽市職員の居住状況について

私からは、本市の職員の方の居住状況について伺います。事務執行状況説明書から過去5年間の職員数をまず示してください。

○(総務)職員課長

職員数でございますが、まず事務執行状況説明書に記載されております市長部局分をベースとした平成28年度から令和2年度の数値を示させていただきたいと思えます。まず職員数は28年度からそれぞれ712名、728名、733名、728名、719名となっております。

○中村(吉宏)委員

そのうち、市外からの通勤者数の推移を示してください。

○(総務)職員課長

市外からということですが、同じく平成28年度からそれぞれ、82名、87名、91名、96名、99名となっております。

○中村(吉宏)委員

10%以上の方が市外からの通勤であることが分かりました。

それでは、ここから財政的といいますか、職員数と同様に市民税に関して伺います。職員の方の本市への納税額の合計の推移を示していただけますか。

○(総務)職員課長

市民税ということで、小樽市内に勤務している職員の市民税の納税額についてお示しいたします。これは、特別徴収で職員課が数字を押さえている部分というふうになることをまず御了承願いたいのですけれども、100万円単位の概数でお示ししますと、平成28年度から1億4,500万円、1億4,400万円、1億4,600万円、1億4,200万円、1億4,300万円となっております。

○中村(吉宏)委員

そして、同様に市外通勤者の方について、市外それぞれの自治体への納税額の合計を示していただければと思います。いかがでしょうか。

○(総務)職員課長

市外在住の職員分の居住の市町村認定でございまして、各自治体にすると、1人しかいないところもあって特定されてしまいますので、市外在住職員分とまとめて示させていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

(「はい。」と呼ぶ者あり)

まず平成28年度からです。これも100万円単位でまとめさせていただいておりますけれども、1,800万円、1,700万円、1,700万円、1,900万円、1,800万円となっております。

○中村(吉宏)委員

この金額、年間2,000万円弱程度が市外の納税になっているのかという状況が分かりました。

私が聞きかじったところですが、かつて市外からの通勤の方に小樽市に対してのふるさと納税を行うようにというような推奨があったと耳にしているのです。もしあれば詳しい内容ですとか、経過というのを示していただければと思います。

○(産業港湾)農林水産課長

ただいま御質問のありました、ふるさと納税を活用して、寄附行為を促すような通知については、私どもの記録の中では行ったことはございません。

○中村(吉宏)委員

何か聞いたような記憶があるのですが、ないということなのですね。

ないということであれば、市外在住の職員の方がいらっしゃるということで、特に小樽市内に在住しないという理由の主なものをお聞かせいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○(総務)職員課長

市外在住職員の理由の主なものでございますけれども、市内から市外に転出した職員ということで答弁させていただきたいと思いますが、やはり多いのは家族の都合を理由としたものが多いと認識しております。

○中村(吉宏)委員

例えば、ほかには何か主立ったものはないのですか。

○(総務)職員課長

やはり家族、御夫婦であられますと、旦那様が札幌市に住んでいるとか、市外に住んでいるとか、奥様が市外に住んでいるとか、あとは、例えば子供が市外の学校に通っているだとか、あとは御両親の介護、細かい話をすると、そういうことでまとめて家族の都合と答弁させていただきました。

○中村(吉宏)委員

それぞれの御事情があると思います。介護の件、それから子供の件、共稼ぎの方ですと、相手の勤務先の件ですとか、いろいろな事情が出てくるのかということは分かります。

ただ、日本国憲法第22条で何人も公共の福祉に反しない限り、居住の自由というのは認められてはおりますけれども、本市の状況でいきますと、財政的な観点です。財政が厳しいと、収支改善プランなども打ち出してきている中であります。そしてまた、人口減の対策、今、市長も一生懸命取り組まれている課題ではありますけれども、こうした観点からも、やはり人は小樽のまちに在住をしていただきたいし、財政面から見ても、非常に少子高齢化が進んでいる本市の現状では、人の力というのは非常に重要な要素になるのかということでもあります。

また、本市に住んでいる市民の方からも、市外に住んでいる人がいるのでしょうという声を年間、数件いただく中で、市民の方の目というところも鑑みますと、そういった観点がどのように映っているのかというのを行政の側をどのようにお考えか、伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○(総務)職員課長

今、委員おっしゃった財政状況も厳しくて、人口減も進んでいる中において、やはり少なくとも市職員は小樽市から給料を受けているわけでありまして、あと、業務的にも市民ニーズの的確な把握ということがまず必要であると。あとは、災害対応です。これは、通常の業務以外にも参集が必要なことはありますので、市内に住むべきであるというふうに当然考えてございます。

また、市民の方々もそのように考えられているというふうにも認識しております。

○中村(吉宏)委員

今答弁にもありましたとおり、緊急時の対応などもあると思います。昨日も首都圏のほうでは大きな地震が発生したというようなこともありますし、市民の安心・安全という観点も重要なのだということですが、では、こういう課題に関して、これまで何か本市として対策等の検討はされてこられたのか、お答えいただけますか。

○(総務)職員課長

対策についてでございますけれども、まずは新規採用職員の採用試験における面接での念押しです。これは、必ず面接の中で実施しております。

次に、採用初日の研修でも必ず市内在住についての必要性ということは話しております。あと、例えば医師だとか、そういう特別な職種は除くのですが、市外へ転出する職員があった場合なのでございますけれども、必要がある場合とございますか、そういう必要がある場合には、職員課より所属長に対して転出理由の聞き取りを行うといったようなことはやっております。

○中村(吉宏)委員

今御答弁にもありましたとおり、職員採用試験の実施要領に市内に在住可能な方という記述があるわけでありまして。何度も申しますが、それぞれの職員の皆さんの御事情というのが前提ですが、やはり可能な限り、このまちに居住をしていただく。先輩職員がこのまちに住んでいないのに、新規採用の方に住めと言うのは説得力を欠いてしまうようなところもあると思いますし、若い皆さんの力も、これからこのまちで発揮をしていただくということも考えると、非常に重要なことなのかと思います。

今いろいろと対策、対応を取られたということなので、これをまた引き続き数値等もしっかりと把握をしていただいた上で、対策、対応を今後も検討していただければと、この後、また将来に向かっては別な場で質問をさせて

いただきます。

○濱本委員

◎小樽市中学校体育連盟補助金について

小樽市中学校体育館連盟の補助金について伺います。

先般、調べものをしていましたら、監査からの行政監査報告書の中に、中体連補助金もそうですけれども、いろいろな補助金について、根拠があるかどうかという一覧表をたまたま見ることができました。その一覧表の中に、中体連の補助金には根拠があるというふうに書いてありました。どこにあるのかと思って小樽市のホームページを見ましたけれども、実は載っていなかったということで、お願いをして頂きました。

まず、一般論として、補助金を出すに当たってのこういう交付要綱について、ほかの自治体ではホームページに上げているところもあるのです。現実問題。小樽市は上げていなかったというのは、何か理由があるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

中体連補助金のことについて私から答弁させていただきたいと思いますが、私どもで扱っています小樽市中学校体育連盟補助金でございますが、小樽市内一つの団体しかないので、公募するものではないということから、ホームページ等には載せていないというふうにしてございます。

○濱本委員

市民向けの説明としては、それでいいのですよね。だけれども、我々議会として、行政をチェックするという役割を考えると、こういうものが見られる状況にないと、なかなかチェックできないわけです。

先ほど言ったように、他都市ではきちんと上げているところもあるわけです。小樽市のものとは違って別表がついていて、例えば、大会派遣費についてはこうこうですよとか、そこまで詳しく載っているものもあるわけです。それが、さらにそこのまちのホームページに載っているわけです。

それは、今後の課題ですけれども、そういうものについては、中体連だけではなくて、全体のものについては何らかの形で議会として見られるような、簡単にというか、アクセスできるような方法は必要ではないかと思うのです。決算委員会なので、これは希望として申し上げておきます。

ちなみに、附則のところ、この要綱は平成27年5月13日から施行するというふうになっていますけれども、それ以前にはこの要綱はあったのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

平成27年5月13日より前にも要綱は存在してございました。

○濱本委員

第3条に補助金の額は513万円を上限として、各年度の予算で定める額の範囲内の額とするというふうになっております。513万円という中途半端な数字ですけれども、これの積算根拠というか、それはどうなっているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

現在の要綱にございます513万円を上限ということでございますが、経過として平成15年度よりも前は、当初600万円という大きな額で補助金を予算としておりました。その後、15年度から若干下げる形で540万円、そして20年度から513万円ということで、減額をかけるということで513万円の根拠というところは、下げたという形で現状動いているところでございます。

○濱本委員

結局、こういう補助金は事業補助ですから、積算根拠がないと、つかみ金で600万円から10%カット、さらに5%カットで513万円などということではあまり好ましくないのではないかと思うのです。平成20年度からずっと見て

いくと、やはり本当に513万円などというふうになっているわけです。

それで、不思議なのは中体連の補助金ですから、学校数が減り、部活動の数も減れば、生徒数も減るわけです。ちなみに、今年度の決算のことはこれから言いますけれども、例えば平成19年度だと、約3,200人生徒がいるわけです。部活動も14校で112あったと。これが、令和2年度になると12校になって、約2,300人の生徒数になって、部活動の数も83に減っているわけです。そうすると、生徒数でいくと平成19年度と比べたら、71%ぐらいになるわけです。部活動の数でいっても、83ですから74%ぐらいに減っているわけです。そうすると、生徒数が減って、いわゆる部活動の数も減っているにもかかわらず、平成19年度は確かに540万円のお金を使っていますけれども、今年はさすがに新型コロナウイルス感染症で大会がないので133万円で終わっていますが、令和元年度だと513万円なのです。学校も減って、部活動の数も減って、生徒の数も減っているのに、金額的にはそこまで減らないというのは何か理由があるのでしょうか。

#### ○（教育）学校教育支援室吉田主幹

濱本委員がおっしゃるとおり、人数が減っております。それから、市内全中学校に設置している部活動の数も減っているところではあるのですが、大会の競技数といたしましては、増えたり減ったりという部分はあるのですけれども、ほぼ変わらない、同じぐらいの数で推移しております、大会規模は変わらず。また、全道大会ですとか、全国大会に進むような子供たちのための助成という部分もありまして、結果としては同額となっている年度が多かったというふうになってございます。

#### ○濱本委員

お金が多い少ないというよりも、一つ言いたいことは、あまりにも補助金という名前ではぼんと出てしまっ、中身が分からないわけです。他の自治体では、きちんと教育委員会がスポーツ派遣の根拠をもって、例えば北海道だったら幾ら、どこだったら幾ら、県内だったら幾らと中体連の補助金とは別立てでもっているのです。スポーツ派遣事業費などという名目でもっているところもあるわけです。こういう形だと、数字がなかなか出てこないわけです。

ちなみに、平成28年度の財政援助団体等監査報告書というのがあるのですが、その中にたまたま小樽の中体連の収支報告書がありましたが、先ほども申し上げましたけれども、これを見ても、あまりにもアバウトで中身が全然分からないわけです。我々はやはり、先ほども申し上げていましたように、議会としてはお金の使い道をチェックするというのは我々の仕事なので、これでははっきり言ってチェックできないわけです。それが、まして500万円を超えるような金額ということになると、我々も注目せざるを得ないという部分はあると思います。

今後はそういう意味では、もっと分かりやすいように、チェックがしやすいような形をつくってもらいたいと思います。いわゆる小樽市中体連は補助金のみで成り立っている団体です。だから、補助金を切ったら、消滅しなければならないような、そういう団体なのです。

さらに、これは北海道中体連の負担金も513万円から払われている。負担金だけで約55万円払っているわけです。やはりこの辺も違和感を感じるなという部分はあります。

先ほど答弁で大会数のことに触れられていましたけれども、大会数は同じだとしても、生徒数が減ると、例えば1種目に何人出ていたということを考えると、出場する種目の数は同じでも、選手の子供の数は減る可能性が十分あると思うのです。その辺が、なかなかこういうものに反映されてこない、実績も私らは分かりませんし。そういう意味では、私らに対する説明の部分が若干足りないのではないかという気がします。こういう補助金の関係で当然運営費も含まれるので、もう少し分かりやすい、例えば500万円だったら、固定費部分が例えば200万円、あと、生徒数掛ける1人当たり100円とか、1,000円なのか分かりませんが、そういう一つの目安みたいなものをつくらないと、いつまでも513万円が一人歩きしていく。

今まして、収支改善プランをやっている中で、必要なものは必要なもので出さなければならないですけれども、

先ほど言ったように、その根拠が600万円から10%減って540万円になって、さらに5%減って、513万円という説明では、説明としては少し軟弱かという感じはします。ぜひここから先、子供たちの数は減りますけれども、やはりスポーツ振興は大事だと思います。予算を確保するというは別に私は文句は言いませんけれども、その使い道みたいなものについては、十分、私らもチェックできるように配慮を願いたいと思います。

#### ◎有価証券について

次に、有価証券について伺います。

その前に、総論として一つ。財産に関する調書と財産内訳書がありますけれども、この中に同じものが記載されているわけです。例えば出資による権利、それから有価証券。しかし、これが記載の順番すら統一されていない。

それから、一つは担当部署が書いてあるのだけれども、一つは書いていない。

それから、もう一つ、これは全く書いていない話ですけれども、例えば出資した年度、取得した年度みたいなものは全然書いていないですし、有価証券のところにも、それから資金基金のところにもありますが、株式について言えば上場株も入っているわけです。上場株も期首の時価評価、期末の時価評価すら書いていないわけです。そうすると、我々は実際問題、本当の財産を幾ら持っているのだというところが分からないわけです。例えば北洋銀行でいっても、聞いたところによると、昭和38年に寄附された。その配当金を使って事業をしているみたいですが、これすらも当時の105万円で、これが何に当たるのか。額面なのか、昭和38年当時の時価評価額なのかさえ分からないです。

ちなみに105万円というのは、何株分で、額面幾らなのですか。50円ですか、100円ですか。

#### ○（財政）契約管財課長

北洋銀行の株式につきましては、21株掛ける1,000株ということで、1株当たり50円ということになってございます。

#### ○濱本委員

額面50円ということは、今日インターネットで調べましたけれども、今日の北洋銀行の株価は250円です。おおむね251円だったかな。だから、約5倍。そうすると、資金基金のところにある北洋銀行の株式の時価評価というのは約5倍ですから、500万円ぐらいの評価額はあるということになります。そういうこともやはり私らは分かっているなければ駄目だと思うのです。でも実際問題、分からないです。

それから、表記のことで言うと、株価にしても、有価証券にしても、額面のところが財産内訳書に額面と書いてあるのです。金額は書いてあるのですけれども、額面は書いていないのです。額面はみんなそれぞれ、みんなならばらですけれども、株券ですからあると思うのです。ぜひこれは、今後、入れてもらいたいと思います。それこそ北海道曹達株式会社の株式だって相当昔に買った株式だと思うのです。これも105万円ですから、これももしかしたら、50円株かもしれない。

そういうことがあるので、こういう決算特別委員会のときに、我々が見ながら質問する、こういう基礎的なデータというのは議会がチェックしやすいように、前も言いましたけれども、ぜひとも工夫をしてもらいたいと思います。時間ですから、ほかのものについては、また別の機会に質問させていただきます。

#### ○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時09分

再開 午後2時28分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。  
立憲・市民連合に移します。

○中村（誠吾）委員

◎小樽市立病院における新型コロナウイルス感染症対応等について

それでは、小樽市立病院における新型コロナウイルス感染症対応等についてお聞きします。

この新型コロナウイルス感染症においては、これまで保健所において、感染対策と、感染症と患者発生時の検査、症状の確認、隔離などの業務を行ってききましたが、本日は医療の最前線で新型コロナウイルス感染症に対応してきた小樽市立病院にお伺いいたします。

一つ目ですけれども、昨年からの感染の流行で新型コロナウイルス感染症専用の病床を確保されて対応されていたと思いますが、何床用意されていたのか、お答えいただけますか。

○(病院)事務部次長

当院の新型コロナウイルス感染症病床の確保につきましては、感染状況や、道内の病床の逼迫状況に応じて、北海道が定めるフェーズに応じて、当院の確保病床数を常に増減させておりましたので、具体的な数字は申し上げられませんが、最大受け入れたときには、二つの病棟を全て新型コロナウイルス感染症対応病棟として、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行っていたところでございます。

○中村（誠吾）委員

それで、次の質問をします。昨年の議会の場でも質問があったのですが、入院患者と家族の面会制限の話があったのです。それを何とか解消できるように対策を取っていただきたいと議員からの質問があったのですが、その後どうなりましたか。

○(病院)事務課長

入院患者と家族の面会制限につきましては、現在も制限をしております。当院からお呼びした家族のみ面会が行えるという形になっております。

また、面会制限を行っていることから、現在は希望する患者や家族には、院内や院外からオンラインによる面会を実施しているところであります。

○中村（誠吾）委員

今オンライン面会の話があったのですが、私もいろいろ聞いているのです。オンライン面会などの利用者は何件程度になっていますか。これについて、どんな周知方法をとられてオンラインなのだよと言っているかということと、また、よかった点や、改善を望む声などはありませんでしたか。

○(病院)事務課長

オンライン面会については、今年5月に試行しまして、本格的には6月1日から実施しております。

9月末までの実績としましては、院内からは68件、院外からは26件の合計94件の利用がありました。

周知方法といたしましては、当院のホームページのほかに入院される患者にオンライン面会のチラシを渡して周知を行っているところであります。

よかった点といたしましては、利用者である患者や家族から感謝の声が多く寄せられているという状況であります。また、現在のところ改善を望む声というのは、当院には寄せられておりません。

○中村（誠吾）委員

新型コロナウイルス感染症が昨年第3、4波と発生しました。これにより、昨年度の病院の収益にどのような影

響が出たのか。これは入院、外来の決算数値を見て、コロナ禍前の令和元年度との比較でお示ししていただけますか。

○(病院)経営企画課長

当院の入院収益につきましては、令和2年度は59億1,314万9,868円、元年度は69億3,007万7,274円でしたので、約10億1,700万円の減収となりました。

外来収益につきましては、令和2年度は25億6,049万5,230円、元年度は26億9,180万688円でしたので、約1億3,100万円の減収となったものであります。

○中村(誠吾)委員

令和元年度と比較すると、大きく減少しているのが改めて確認できました。

それで、病院会計の仕組みは一般会計と比較すると、私にはとても難しくてなかなか理解できるものではないのですが、数か月前の報道で、市立病院の黒字決算という報道があったのです。私は素直に、なぜ黒字なのだろうと思ったのですが、これについて説明をお願いします。

○(病院)経営企画課長

令和2年度につきましては、今申し上げましたとおり、入院外来収益は大きく減少しましたが、新型コロナウイルス感染症の対応に係る各種補助金などによりまして、決算としましては、収益的収支においては前年度同様の赤字決算となったものの、現金支出を伴わない減価償却費などが除かれることとなります資金の収支におきましては、黒字決算となったものであります。

○中村(誠吾)委員

今補助金という話が出ました。新型コロナウイルス感染症に関する補助金は、先ほど言った保健所のほかに病院が対象となるのが多かったし、多いと思うのですが、主な内容と金額についてお聞かせください。

○(病院)経営企画課長

新型コロナウイルス感染症の対応に係る補助金の主なものとしましては、当該入院患者を受け入れるために病床確保に対する交付金がありまして、当院では、昨年度は8億4,726万円の交付を受けたものです。

○中村(誠吾)委員

監査委員からの小樽市各企業会計決算審査意見書を拝見しました。それで、端的に伺いますが、患者数が僅かながらでもありながらも、平成30年度から減少してきています。これに連動するのかわかりませんが、病床稼働率も調べると、29年度の93.1%をピークに減少の一途になっています。

昨年度は新型コロナウイルス感染症の関係もあることは理解しますが、改めて聞きます。原因は何か考えられていますか、お聞かせください。

○(病院)経営企画課長

平成29年度以降の病床稼働率の減少傾向につきましては、平成30年度と令和元年度につきましては、平成30年8月から令和元年7月にかけて、人員不足により病棟の一部を休床せざるを得なかったことが病床稼働率が下がった主な要因というふうに考えております。

令和2年度につきましては、委員おっしゃられましたとおり、新型コロナウイルス感染症への病床確保等の対応によるということが主な要因というふうに捉えてございます。

○中村(誠吾)委員

それでまた、診療科別の患者動態を見ますと、これも新型コロナウイルス感染症の関係と言えばそれまでなのですが、実は私が気にしているのは、脳神経外科、そして、整形外科は3,000人を超えて減少しているのです。

それで、なぜ心配しているかという、脳神経外科は後志の二次医療圏の中でも小樽が基幹なのです。それで、貴重な診療科だと考えているのです。だから、なぜこれほどの減少があるのか分からないのです。

入院、外来等で特徴的な原因があったのですか。

○(病院)経営企画課長

当院では、昨年8月下旬から10月初旬にかけて、クラスターが発生して、その際に入院、外来とも患者の受入れですとか、受診の制限をせざるを得なかったということが、当院の特徴的な要因であろうかと考えております。

このほか、コロナ禍にありましては、全市的に救急搬送患者が減っているですとか、あるいは受診控えなども影響しているのではないかと考えてございます。

○中村(誠吾)委員

老婆心というのはおかしいのですけれども、後志の二次医療圏のためにも心配するのは御容赦願いたいと思っています。

それで、次の質問です。令和2年度末、資金が、感染症対策に係る補助金の収入により、きっとプラスになった旨の説明だと思うのだけれども、しかし、新型コロナウイルス感染症による減収に対応するためなのだと思うのですが、8億円近くもの借入れを行っている認識しています。これは、はっきり言って、使途はどのようになっているのか。また、どこから借り入れたのか。そして、利率や返済計画というのはどのようになっているのか、お聞かせください。

○(病院)経営企画課長

昨年度は入院、外来収益において、これまでにない大幅な減収が見込まれ、これに伴いまして、運転資金の不足が見込まれたものですから、昨年度は新たに創設されました特別減収対策企業債を8億円借りたものであり、使途につきましては、運転資金に充てる対応をしたものであります。

借入れ先につきましては、地方公共団体金融機構となっております、利率は年利0.2%、15年償還で返済していくということになっております。

○中村(誠吾)委員

今回のような感染症が流行すると、患者が受診を控えられたり、入院、外来収益は減少しますよね。それで、多くの補助金等で、当面の運転資金を確保したと今説明を受けたと思うのです。それでは、感染症の流行はもちろん阻止しなければならないのですけれども、病院経営の健全化に向けて、どうすれば黒字を確保できるのか。随分、昔から議論しています。ただ今後も、補助金、借入金に依存することから脱却できるのか。また、その方法について、どういうふうに考えているかということと、そして最後に、コロナ禍において、道内の主要自治体立病院、全部がこのように本市と同じような状況にあるのか、どのような情報を集めていますか。

○(病院)経営企画課長

病院経営の健全化に向けた方法につきましては、これまでの経験も踏まえまして、まずは医師や看護師など、収益増に資する職員の確保が重要であるというふうに考えております。

その上で、患者数や患者単価の増などによる増収策ですとか、経営コストの削減などの効率化も併せながら、これらを着実に取り組んでいきたいというふうに考えております。

道内の主要自治体病院の状況につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応も含め、おのおのが地域の中心的な役割を担っている病院でありますので、当院と同様に入院、外来収益などの医業収益のほうは減少し、補助金は増加している。補助金の多寡により違いはありますけれども、黒字となった病院もあるというふうに伺っております。

---

○高橋(龍)委員

◎消防活動への新型コロナウイルス感染症の影響について

それでは、私からは消防活動への新型コロナウイルス感染症の影響について伺います。

1点目、消防本部の事業で、新型コロナウイルス感染症の影響によって、昨年度、中止となった行事や査察、訓練、講習会等がどのくらいあったのか。一昨年度の実施回数と比較した形でお示してください。

#### ○(消防)予防課長

新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった消防の事業ですが、行事につきましては、主なものとして、消防出初式と消防記念日表彰式を中止としています。

査察は、主に一般住宅を対象としたものについてですが、前年度は、一昨年度に2万3,394件実施したものが全て中止しています。

訓練は、消防隊により実施が予定されていた大規模な訓練に限りますと、春の火災予防運動期間と文化財防火デーに行う消防訓練を中止したほか、関係防災機関と合同で行う訓練、このうち合計5回を中止としております。

講習会につきましては、一昨年度60回行った一般救急講習会と、これも一昨年度、毎月1回行っていた普通救命講習会を全て中止にしたほか、一昨年度231名が参加して4日間開催した自衛消防訓練指導会を中止、一昨年度3回実施した防火管理に関する講習は3回予定したもののうち2回を中止し、1回のみ実施したところでございます。

#### ○高橋（龍）委員

大きかったのは一般住宅の査察で2万件以上のものが皆減ということですが、やはりこうした活動に影響は及んでいるのかと思います。

そのほか消防に関わる事業の中で、中止にはならなかったものの、新型コロナウイルス感染症の影響によって、延期ないしは規模縮小という対応をしたものはどの程度あったのでしょうか。同様に一昨年度と比較して、お示しいただきたいと思います。

#### ○(消防)予防課長

新型コロナウイルス感染症の影響により、延期や規模縮小とした事業でございますが、講習では、先ほど触れました1回のみ行った防火管理講習を8月から10月に延期しております。

査察では、事業所に対する査察が一昨年度実施数1,687件から、昨年度になりますけれども1,153件の実施にとどまっております。

ほかに、各種火災予防運動ですが、通常訓練ですとか、立入検査を併せて行うところ、消防車両による広報や火災予防のリーフレット配布など、人との接触を少なくするような方策を取り、縮小して実施したところでございます。

#### ○高橋（龍）委員

それでは、今二つ聞かせていただいたこととは逆に、ほぼ例年どおり実施できたものというものはあるのでしょうか。

そして、それらが予定を変更せずに済んだ理由というのを併せてお示しいただきたいと思うのですが、いかがですか。

#### ○(消防)予防課長

消防の事業のうち、例年どおり実施できた主な事業としましては、消防職員が通常行っております消防業務の訓練ですとか、火災予防とかに対する知識を養成する教養、こういった教養訓練は通常どおり実施しております。

また、危険物施設の許認可に係る検査の法定で行わなければならないものにつきましては、実施しているところでは、

まず、教養や訓練を実施できた理由につきましては、マスクの着用や訓練施設の消毒、ソーシャルディスタンスの確保など、万全の感染防止対策を講じ、感染リスクがないと判断した場合に実施したところでございます。

また、検査業務につきましては、関係者ととも感染防止対策を事前に徹底し、検査時間の効率化、短縮化を図

るなどを行ったことで、例年と同様に実施できたところでございます。

○高橋（龍）委員

ここまで、消防本部の事業への影響を聞いてきたところですが、消防団についてはいかがでしょうか。会議や見回りなど、従前行われてきた活動に対する影響はどのようになっていますか。

○(消防)山田主幹

新型コロナウイルス感染症の消防団活動への影響につきましては、毎月1回開催していた定例分団長会は、緊急事態宣言が発令されている期間は中止といたしました。

また、春・秋合同訓練や出初式についても中止いたしました。

○高橋（龍）委員

では次に、こうした新型コロナウイルス感染症による影響で行事、催しなどではなくて、実際の消防活動あるいは消防体制に生じた支障は、こういったところに現れましたか。

○（消防）予防課長

新型コロナウイルス感染症に伴う消防体制への影響ですが、火災出動や救助出動の際におけるマスクの着用や帰署後の消毒など感染防止対策を徹底したことから、消防活動や消防体制に支障が出ることはございませんでした。

○高橋（龍）委員

通常の業務の中でも感染症対策を行っていただいているということで、今もお対策というのは必要とされていると思いますし、現場でも御苦労はあると思います。

新型コロナウイルス感染症の影響を様々な面で受けながらも、市民の命を守るという大切な役割を担っていただいているところですが、昨年度、市内でも新型コロナウイルス感染症の感染者が多く発生した中で、業務に支障が起らないように取り組まれてきた活動、先ほどマスクの着用ですとか、そういったこと御紹介いただきました。もう少し深掘りして、業務上の工夫であるとか御努力についてお話をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○（消防）警防課長

消防体制を維持するために取り組んだ活動、工夫、努力につきましては、帰署後における車両の資機材の洗浄、消毒はもとより、毎日の定期消毒を行っています。

また、交代勤務という特性から職員が24時間行動を共にするという環境であることを考慮いたしまして、食事や仮眠のほか職員が最も多くなる引継ぎ交代時においても、ソーシャルディスタンスで隊員同士が個別に引継ぎを行うなどの工夫をしております。

○高橋（龍）委員

ここまで消防側の対応に関して質問してきましたが、最後の質問として少し観点を変えて、住民からの通報についてお聞きしたいと思います。

この新型コロナウイルス感染症の蔓延によって、いや応なく市民の方々の生活、行動パターンには変化が起きています。その影響を受けて救急、火災、災害出動の件数に何らかの変化が見られるかとも思いまして事務執行状況説明書で調べてみました。すると、救急出動件数のうち急病の出動件数が令和元年度3,702件であったものが、2年度で3,266件になっているということが目に留まりました。結果、合計出動件数にも変化が起きています。過去3年間の推移では、年間、大体6,500件前後であったものが、2年度では5,906件となっていました。約600件減っているということです。

先ほど申し上げた急病の出動で減った件数が436件で、これが減った数全体の約7割に当たりますが、残りの3割、数でいうと約160件がその他の出動で減った部分ということになります。この出動回数の減というのは、やはり新型コロナウイルス感染症拡大の影響であると見てよいのでしょうか。もしくは、それ以外に要因と考えられる

ことなど、消防本部として分析されていることをお示しいただきたいと思いますが、こちらはいかがでしょうか。

○（消防）救急課長

昨年度の救急出動件数の減少要因につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う衛生意識の向上や、不要不急の外出自粛といった市民の行動変容、観光客の減少などが急病やけがなどの事故種別全般にわたる救急出動件数の減少につながったものと分析しております。新型コロナウイルス感染症が原因ということで分析しているところでございます。

○高橋（龍）委員

出動の件数が減ったことを喜ばしく思っているのかどうかはさておき、ワクチン接種が進んでいるとはいえ変異株の出現などでまた感染拡大が起こるという可能性は否定できません。消防でも感染症対策を余儀なくされる、従前と勝手が違うという状況はまだ少し続くのかと思われま。そうした状況の中で、消防本部、消防団の皆さんが市民の安心・安全を支えてくれているということに対して本当に頭が下がります。引き続き御尽力をお願いいたしまして、私からは質問を終わりたいと思います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

---

○高野委員

◎市営住宅について

まず、市営住宅について引き続き聞きたいと思います。

昨日いろいろお伺いしたのですけれども、毎年のように退去戸数に対して入居戸数が少ない状況がやはり気になるのですが、令和2年度だと154戸退去されていますが、入居が76戸となっているその理由についてお聞かせください。

○（建設）藤田主幹

昨日の答弁と繰り返しになりますが、相対の人口減のほか、募集できる物件の立地条件や間取りなどが応募者のニーズに合っていないこと、こういったことが要因として考えられます。

○高野委員

ニーズが合っていないということもありました。

市営住宅管理代行業務費等の中で退去後に修繕費がどのくらいかかっているのか、平成29年度から令和2年度までお知らせください。

○（建設）藤田主幹

退去時に関わります修繕費用につきまして、平成29年度におきましては3,013万2,000円、30年度につきましては同額の3,013万2,000円、令和元年度が3,041万1,000円、2年度が3,069万円となっております。

○高野委員

昨日の質問でも300戸ほどが損傷が激しくて修繕費もかかるということで、空きになっているけれども募集はしていないというような回答がありました。今、修繕費を聞きますと、毎年3,000万円ぐらいということで金額がほとんど変わっていないのですが、修繕費を上げて募集の戸数を増やすということはできなかったのか、その辺を聞きたいと思います。

○（建設）藤田主幹

先ほどお答えしました退去時の修繕費用につきましては、応募者の方のニーズを勘案し、決めて予算措置したものであり、おおむね妥当な件数と金額と考えてございます。

○高野委員

それでは、その退去される方がどれぐらい住んでいたのかにもよって、退去後の修繕費は変わってくると思うのですけれども、大体どのぐらいかかっているのか、その辺を聞きたいと思います。

○（建設）藤田主幹

委員のおっしゃるとおり、住んでいた方の居住年数や利用方法、そういったものにより大きく幅というのが出てきますが、安ければ20万円程度、高ければ50万円から60万円に達することもございます。

○高野委員

次に、相談を受けた方には、入居者の方が病気などで、ほかの市営住宅に住み替えを希望するという方もいらっしゃいましたけれども、住み替えについての条件や申込みはどうなっていますか。

○（建設）藤田主幹

住み替えについての条件や申込み方法についてですが、現入居者がエレベーターの不備と、また、高階層から下層への住み替えについて希望された場合、医師の診断書等を添付して希望する場合、また、出生だとか引っ越しなどにより世帯員数に増減があった場合に住み替えの申請をすることができます。

住み替え先につきましては、元の住宅の築年数から約5年以内に建築されたものに限られ、要するに同程度の建物にしか住み替えはできないということになっております。

また、申込み方法につきましては、通常の公募に応募するやり方と、希望する住み替え先の住宅、個別にリストを作っております、このリストに登録する方法がございます。登録した場合は、その希望の物件が空けば、抽せん等を行わずに入居することができます。

○高野委員

それでは、件数について聞きたいのですけれども、平成29年度から令和2年度で何件ぐらいあったのか、その辺をお答えください。

○（建設）藤田主幹

平成29年度から令和2年度までの住み替えの件数につきましては、平成29年度5件、30年度4件、令和元年度9件、2年度4件となっております。

○高野委員

毎年いらっしゃるのだなということが分かりました。

それでは、少し変えるのですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響がいろいろなところで起こっていると思うのですが、この新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減となって市営住宅を希望する方は令和2年度はいらっしゃったのか、その辺はどうでしょうか。

○（建設）藤田主幹

新型コロナウイルス感染症の影響で収入減となった方で市営住宅を希望する方につきましては、特にいらっしゃいません。

市営住宅の制度といたしまして、新型コロナウイルス感染症に特化せず、解雇等により住居を失った場合、市営住宅への一時入居を認める制度はございますが、これにつきましても先ほどの回答と同様、利用実績はない状態でございます。

○高野委員

新型コロナウイルス感染症以外でも解雇だったり、住居に困っているときに利用はなかったということだったの

ですけれども、今、お話ししたように、仕事の解雇や住宅に困っているときに臨時的に使える住居というのはどのようなものがあるのか、そこら辺を少し詳しく説明ください。

○（建設）藤田主幹

臨時で使える住居につきましては、災害時等に使います災害時等一時入居、あと、ホームレスの方等に対する一時入居、また、先ほどお話ししました解雇等による一時入居、最後にDV被害者等に関する一時入居というのがございます。こちらにつきましては、市営住宅への正式入居という扱いではなくて、市有財産の目的外利用ということで使っていただいております。

○高野委員

それでは今、お話があった一時的な入居ということだったのですけれども、実際に活用できる戸数はどのぐらいあるのでしょうか。

○（建設）藤田主幹

今、お話ししました臨時で使える住居につきましては、災害時用に10戸、ホームレス等用に2戸、解雇用に2戸、あとDVにつきましては、状況が状況でございますので、それに応じて御用意させていただいております。

○高野委員

実際に利用されていることがあるのかということも聞きたいのですけれども、あるとすれば利用件数もお聞かせください。

○（建設）藤田主幹

令和2年度の利用実績といたしましては、災害用では7件、ホームレス用が9件、その他につきましては実績ゼロとなっております。

○高野委員

実際あったということでした。

住宅マスタープランの作成時に行った施策の評価の市民アンケートでは、公共賃貸住宅に関しての入居者対策や高齢者等への対応について、90%近くが進んでいないというふうに感じているという回答がありました。これに対してどのような見解をお持ちなのか、聞きたいと思います。

○（建設）藤田主幹

確かに委員御指摘のとおり、市民の方に十分な満足をいただけていないというようなアンケート結果ではございますが、今後、市営住宅を必要とする方々のニーズを把握し、限られた予算の中で計画的な建て替えや維持補修を行い、皆様の満足度向上に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○高野委員

今、ニーズに応じてということだったのですけれども、この間、数年間の募集状況や応募件数、そして入居戸数などいろいろ聞いてまいりました。アンケートは平成26年に行われたものですけれども、過去の件数等を聞いてもその後もなかなか進んでいないのかとも思います。私自身も市営住宅に応募したけれどもなかなか入れないという状況があったり、また当たっても、実際に見学した方は、寒さの心配ですとか、年齢を重ねた後にこの階段を上っていけるのかということもあって、せっかく当たったのだけれども断念してしまうというような声も聞いています。

これからいろいろ計画はあるとは思うのですけれども、先ほどお話があったように、やはり市営住宅は市民の住宅セーフティーネットとして役割があるということで、なかなか入居者が増えないということは、応募者数があるのだけれども希望に添っていないという状況がやはりあると思うので、希望される方がしっかり入れるように、ぜひ今後取り組んでいただくように要望しておきたいと思います。

◎消費税について

次の質問に移りたいと思います。

まず、消費税について伺いたいと思います。

小樽市の市民経済計算推計結果報告書を先日拝見させていただきました。小樽の経済成長率の推移を拝見したのですけれども、平成23年度辺りから毎年のようにこうやって右肩上がりだったのが、消費税率が5%から8%に上がった後、28年度で一気に10年ほど前に戻ってしまうという状況がありました。

また、消費税率が8%から10%に上がった後に経済動向調査を見ても、前年同期と比べて落ち込みが大きいということから、やはり消費税率が上がった後はいろいろと影響があると私は感じているのです。市として市内経済への影響をどのように感じているのか、お聞かせください。

○（産業港湾）産業振興課長

この消費税率の10%引上げに関しては、国でも国内総生産がマイナス成長になった時期もあって、これは報道にもありましたけれども、理由は輸出が低迷したとか、当時台風の数が非常に多くてその被害があったとか、暖冬、こういったところもあります。やはりその要因の中の一つには、増税前の駆け込み需要の反動減というようなことも言われておりましたので、個人消費の落ち込みといったところは消費税増税の影響があった部分かと思っております。

それから、市内でいきますと小樽商工会議所で実施をしております小樽市経済動向調査の引上げ後の2019年10月から12月期を見ても、やはり消費税増税による買い控え、それから駆け込み需要の反動、こういったものが要因として挙げられておりますので、本市においてもこの消費税の増税の影響というのは一定程度あったものというふうに認識をしております。

○高野委員

影響はあったということが分かりました。

令和2年度の企業会計、特別会計でそれぞれ消費税として徴収した金額は幾らになるのか、お答えください。

○（総務）総務課長

令和2年度に特別会計、企業会計において消費税分として徴収した金額についてですが、特別会計につきましては合計で3,384万3,990円、企業会計につきましては同じく合計で4億3,696万7,023円となります。

○高野委員

今、金額を聞きまして、それなりのかかなりの金額だということが分かりました。

それでは、病院事業会計について伺いたいと思うのですけれども、控除対象外消費税について平成30年度から令和2年度までの金額をお知らせください。

○（病院）経営企画課長

病院事業会計におけます控除対象外消費税につきましては、平成30年度は3億3,189万9,886円、令和元年度は3億8,991万8,523円、2年度は4億457万2,533円です。

○高野委員

かなりの金額になっていると思うのですけれども、平成25年度はやはり約1億8,000万円なので約2億円ぐらいでしたが、そのときと比べても増えているという状況があります。

医療機器や薬品などの支出に課税されますけれども、診療科は非課税のために支出に係る消費税の部分は転嫁できないから金額もこうやって上がっていると思うのですが、だからといって診療報酬で対応すれば患者の負担が増えると思います。

医療は非課税の立場で擁護する必要があると思っております。国に対して要望などはされてきたのか、その辺はいかがでしょうか。

○（病院）経営企画課長

病院事業に係る消費税の取扱いにつきましては、診療報酬で補填される仕組みになっておりますけれども、補填

を超える負担が生じているというふうと考えられることから、これまでも全国自治体病院協議会等を通じまして病院の負担とならないよう要請をしてきているところでございます。

○高野委員

今、要請もしてきているというようなお答えでしたけれども、要望して何か進展はこの間あったのか、その辺はどうでしょうか。

○（病院）経営企画課長

消費税の取扱いに係る変更はありませんけれども、今後も消費税の取扱いを含めまして診療報酬の適正化などにつきましても、機会あるごとに要請していきたいというふう考えております。

○高野委員

やはり病院事業に負担がかからないように、また、患者に負担がかからないように、ぜひ国としても考えていただきたいと思うのですけれども、市としても粘り強く働きかけていただきたいと思っています。

◎読書活動の推進について

次の質問に移ります。

読書推進事業に移りたいと思います。

この間いろいろ聞いてきたのですけれども、スクール・ライブラリー便の短期とか長期という話があったのですが、そもそもスクール・ライブラリー便はどういったものなのか。また、短期・長期などというのはどういった期間でやられているのか、その辺を伺いたいと思います。

○（教育）図書館副館長

小樽は細長い地理的条件から、図書館まで遠いところに居住する児童も多く、そこで身近な存在である学校図書館をサポートすることが地域ぐるみで読書に取り組むのに重要であると考え、この学校を支援するために平成26年度から始まったものでございます。

少し繰り返しになりますが、年度ごとに学級数掛ける30冊貸し出す長期便、それから、学期ごとに60冊貸し出す短期便、1件につき30冊を1か月貸出し、授業支援などで使用するリクエスト便の三つで構成され、これらを組み合わせることによっていろいろな支援を行っており、選書・配本につきましても教員や学校司書などとも情報交換しながら行っており、ニーズに見合ったものを心がけております。

スクール・ライブラリー便につきましては、始めました当初は4割弱だったのですけれども、やはりその効果が認められ、アンケートでも好評であり、現在約9割の学校が利用しております。いろいろなところで子供たちが喜んでいたり、授業に活用できたと好評をいただいているもので、様々な場面で学校に役立つ文庫となっております。

○高野委員

この中でリクエスト便ということがあったのですけれども、リクエストはどのように拾い上げてといますか、要望を受けているのか、その辺はどうでしょうか。

○（教育）図書館副館長

まず、長期便は長期に置いておくものなので読み物が多いです。

それから、短期便に関しては、例えば新鮮なものを入れて、いろいろなものを触れ合って活性化をしたいということで、読み物でありますけれども新刊書を中心とした短期便になっております。これもこういうものが最近子供たちに読まれているとか、こういうのを少し学校なりに取り入れたいなということの声をいただいたりとかしながらになります。

ちなみに、リクエスト便につきましては、様々な並行読書といって学校の単元にこういう本を合わせて進めることによって、よりその単元の理解を進めるということで、こういうものを借りたいという声を直接的にいただいて、

それを反映させて配本しているところであります。

○高野委員

事務執行状況説明書を見ても貸出し分が少し分からないのですけれども、貸出し文庫の中にこのスクールライブラリー便が借りた分も入っているということなのか、その辺はどうなのでしょう。

○(教育)図書館副館長

こちらのスクール・ライブラリー便は小・中学校専用でございます。したがって、事務執行状況説明書にありません貸出し文庫には入っておりません。

これに入っている貸出し文庫というのは、申出のあった施設や団体に対し貸し出すもので、例えていきましたら高齢者施設、それから、放課後児童クラブ、児童デイサービスなど学校外の場でも活用されるものでございます。

○高野委員

平成29年11月の「小樽市子どもの読書活動に関するアンケート調査」を見たのですけれども、小学生は、本を読むのが好きという回答が43.4%、中学生33.8%と、高校生になると少なくなって32.1%と、年齢が上がるにつれて本好きではなくなっているという状況があるのです。その理由についてどう分析されていますか。

○(教育)図書館副館長

これは全国的にも同じ傾向が見られる状態にあるのですけれども、パソコンのゲーム、それから友達との交流、テレビの視聴、勉強、部活動など、行動範囲や興味・関心の対象に広がりができる中で本からやむを得ず離れてしまうことというのもありますし、もう一つには、残念ながら本に関心が湧かないということが挙げられます。

○高野委員

全国的な傾向もあるということだったのですけれども、小樽市としてやはりアンケート結果を受けて取り組んだことがあれば少し聞きたいと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○(教育)図書館副館長

まずは本が好きになった理由というものに着眼いたしまして、それにつきますと周りに本と触れ合える環境があった。それから、周囲に本を勧めてくれる人がいた、といった周囲の環境が大きな要因になっていることが分かりました。

したがって、全ての子供は読書に親しみ、読書の習慣を身につけられるように、様々なところでいつでもたくさん本と出会ってそれが進んでいくように、当市では小樽市子どもの読書活動推進計画を策定し、地域ぐるみで読書の応援に努めております。

図書館といたしましては、この計画を実際に具体化するために、子ども事業といたしまして「たるぼプロジェクト」と銘打ち、例えば学校図書館運営相談とか、おはなし会、それから、市長にも登場いただく読み聞かせを含む読書祭り、それから展示など、いろいろな取組を行っております。そして、ただ行いっ放しではなくて、実施後には点検・評価を行って取組案に反映させて、今、進めているところでございます。

○高野委員

今、いろいろ取り組んでいるということだったのです。アンケートでも私も見たのですけれども、本が好きになった理由は、身近に本があるという状況がやはりあるのかと思うのですが、それでは小学校、中学校に対して、図書館で借りるときに必要なカードをまだ作成していない方について、そのカードを作ってもらおうという取組はこれまでされてきたのか、その辺はどうでしょうか。

○(教育)図書館副館長

まず、新型コロナウイルス感染症の拡大以前の話になりますけれども、最初に入ってくる小学校1年生に着眼いたしまして、新小学校1年生に対しPRチラシと図書館カード登録申込書を配布しておりました。こちらは全小学校でございますが、移動制限や休校などから今回少し見合わせておまして、今は小学校2年生の単元に図書館が

扱われていますことから、見学の際に貸出し体験を加えてカードを作ってもらったり、あるいはこちらから出向いた出張図書館見学、それから移動図書館わくわくブック号利用体験など、新北海道スタイルを見据えた形の登録を進めております。実際の貸出しをした上で利用を呼びかけるので、より実利用に結びつくと考えております。ちなみに昨年度は全17校中、見学利用の約6割の学校がカードを作成していただき、順次利用の促進に努めているところでございます。

○高野委員

私はこの取組はすごくいいと思っているのです。というのは、やはり自分の図書カード作ることで、せっかく作ったのだから借りてみたいということで、本を借りる機会が増えたという話も聞いています。なので、やはり本に興味を持ってもらうきっかけとしてはすごくいいと思うので、17校のうち6割ということでしたけれども、今後もぜひ取り組んでいただきながら、積極的に行っていただきたいと思います。

○小貫委員

◎決算について

基準財政収入額が増加しながら一般財源が少なくなっているということで、少し掘り下げていきたいと思います。

代表質問で丸山議員が、一般財源について10年間で最も少なくなった理由を質問しました。まず、この質問に対する市長の答弁を紹介してください。

○（財政）財政課長

第3回定例会の丸山議員からの代表質問に対します市長答弁におきまして、一般財源が過去10年で最少となった理由につきましては、市税収入は増加しましたが地方交付税が過去10年で最少となったことが主な要因として考えられますと御答弁させていただきました。

○小貫委員

地方交付税が少なくなったからだということだったのです。

先日、質疑がこの決算特別委員会でもありまして、基準財政収入額が増加して地方交付税が少なくなると。その背景には、市税の増加があるということなのだと思うのですけれども、そこで、固定資産税の調定額について、令和元年度と2年度の比較を示してください。

○（財政）財政課長

固定資産税の現年課税分の調定額について、小樽市の財政から説明させていただきます。

令和元年度決算で約58億3,403万5,000円、2年度決算で約67億455万8,000円となっておりますので、その差は約8億7,052万3,000円増加しております。

○小貫委員

増加していると。

交付税との関係で、税収が増えれば、もちろん留保財源も増えるということによろしいでしょうか。

○（財政）財政課長

交付税の基準財政収入額の算定に当たりましては、法定普通税を主体とした標準的な地方税収入を算定するものでありまして、基本的にはこれらに75%を掛けて算出される形になります。よって、残りの25%につきましては、交付税の基準財政収入額としては算定されずに、各地方公共団体に留保される形になりますので、税収が増えれば委員の御指摘のとおり留保財源が増えるという形になります。

○小貫委員

そうなる、今度、例えが難しいのですけれども、基準財政需要額の単位費用などが変わらない場合なら税収が増えて、基準財政収入額が増えれば基本的に一般財源は増えることになるのかと思うのですが、これについていかが

ですか。

○(財政) 財政課長

基準財政需要額を算定する際に用いられます測定単位のほか、単位費用や補正係数なども変わらないと仮定した場合につきましては、税金が増えて基準財政収入額も増える形になりましたら、交付税総額としてはその差引きで減少する形になりますが、交付税に算定されない留保財源分は税金が増えるということから、その分は増えるという形になりますので、委員の御指摘のとおり基本的には一般財源は増えるという形になります。

○小貫委員

そこで、事務執行状況説明書ですけれども、小樽市企業立地促進条例による課税免除は9件となっています。

これについて、まず聞きますが、これは令和2年度に9件が課税免除を受けているということなのかどうか説明してください。

○(産業港湾) 由井主幹

小樽市企業立地促進条例では、3年間に限り課税免除するとなっております。事務執行状況説明書に記載している件数につきましては、令和2年度に新たに課税免除の申請を受け、3年度分から固定資産税及び都市計画税が課税免除の対象となった件数でございます。

○小貫委員

申請の件数だということなのですね。

それならば、平成29年度から令和2年度の申請が3年度ということがありましたので、3年度にかけて課税免除を受けている件数と、課税免除の額を示してください。

○(産業港湾) 由井主幹

私からは、年度ごとの課税免除の対象となった件数をお答えさせていただきます。

平成29年度は22件、30年度は22件、令和元年度は23件、2年度は17件、3年度は19件でございます。

○(財政) 資産税課長

次に、私からは平成30年度から令和3年度までの課税免除された金額について答弁をしたいと思います。

平成29年度1億648万1,000円、30年度6,229万9,000円、令和元年度3,892万4,000円、2年度1億7,581万9,000円、3年度2億2,906万円となっております。

○小貫委員

令和2年度に少し上がって、3年度もさらに上がる、上がるというか免除されるということらしいですけれども、少し今、ぱっと計算できないのですが、元年度と2年度の課税免除額は幾ら増えたことになるのですか。

○(財政) 資産税課長

令和元年度が3,892万4,000円、これに対して2年度が1億7,581万9,000円ですので、差引きで1億3,689万5,000円の増となっております。

○小貫委員

それで、勝手に想像しますが、まず石狩湾新港の火力発電所が営業運転した年月をお聞かせください。

○(産業港湾) 由井主幹

平成31年2月でございます。

○小貫委員

そこで今度、基準財政収入額と調定額との関係を固定資産税で説明してください。

○(財政) 財政課長

基準財政収入額を算定する場合におきまして、税金などの課税標準額、これに基準税率と標準的な徴収率を掛けて算定するという形になります。固定資産税につきましては、土地、家屋、償却資産それぞれの課税標準額を用い

て算定する形になります。

○小貫委員

それで、その算定するときに、この令和2年度の交付税の算定根拠になっている固定資産税の調定額は、令和2年度各会計決算説明書に記載がある、今言った土地、家屋、償却資産の合計である66億5,662万9,000円ということによろしいのでしょうか。

○(財政)資産税課長

今、委員がお示しされたのは固定資産税の現年の調定額ということでございますが、これには課税免除された額が入っておりませんので、交付税上は課税免除措置が行われないものとされていることから、課税免除額を加えた額になります。

○小貫委員

それで、加えた額というのは幾らになるのでしょうか。

○(財政)資産税課長

固定資産税の現年調定額が66億5,662万9,000円です。これに課税免除された額1億7,581万9,000円を足しますので、計68億3,244万8,000円となります。

○小貫委員

そうすると、令和2年度各会計決算説明書で書かれている調定額が交付税上の調定額ではないのですが、そうなるこの説明書とかのこの表記が、これで法令上、問題ないということによろしいのでしょうか。

○(財政)資産税課長

令和2年度各会計決算説明書に表記されているのはあくまでも調定額ということでございまして、交付税上の額とは少し違うということになりますので、問題ないというふうに認識しております。

○小貫委員

それは、その調定という定義がどうなのかということもあるのだけれども、でも交付税上の調定額は違うのですよね。だけれども、実際の調定額は66億何がしだと。その点をもう少し分かりやすく説明していただきたいのですが。

○(財政)財政課長

基準財政収入額を積算する際の固定資産税の部分の考え方ですけれども、地方公共団体が任意に行う課税免除などにつきましては、原則これらの措置が行われないものとして算定するという形になっておりますので、交付税上の計算に用いる部分と、実際の予算決算で用いている調定額の一部が変わってくるということはあることだと考えております。

○小貫委員

それで結局、今、固定資産税が約8億7,100万円の増で、課税免除も前年度比約1億3,700万円の増で約10億円増えたと。

これは本来、税収が上がることになるのですけれども、この課税免除を考慮した留保財源の増加分というのは幾らになるのでしょうか。

○(財政)財政課長

令和元年度と2年度の固定資産税を比較いたしますと、それぞれに課税免除となった調定額を加えた場合、元年度と2年度で調定額は約10億856万3,000円増える形になります。そうしますと、留保財源といたしましてはそのうちの25%という形になりますことから、約2億5,000万円、増加する形となります。

○小貫委員

やはり最初に戻るのですけれども、基準財政収入額が増加しながら、しかし、一般財源が増えなかったというこ

とで、この要因の一つに今取り上げてきた固定資産税の課税免除というのがあると考えのですが、これについての見解はいかがですか。

○(財政) 財政課長

基準財政収入額を積算する際の固定資産税の部分につきましては、先ほど課税免除の措置が行われないものとして算定しておりますということで御説明しておりますので、実際に交付税の積算の際には、基準財政収入額を実際よりも多く算定する形になりますので、一般財源が増えなかった要因の一つとも考えられます。

○小貫委員

あともう一つ考えられるのは、少し財政調整基金の取崩しも減ったし、あと繰越金の減少も多少影響あるのかと思っているのですが、これについてはそういう見解でよろしいのですか。

○(財政) 財政課長

一般財源の部分につきましては、市税だけではなくて、それ以外にもいろいろな歳入の部分も影響してきますので、委員の御指摘している部分の要素も、それも確かに一因として考えられます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後3時38分

再開 午後4時00分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○高野委員

日本共産党を代表して、令和3年第3回定例会議案第8号ないし議案第20号について、不認定の立場で討論を行います。

まず、議案第8号令和2年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定についてです。

小樽港と共存共栄と言いながら、石狩湾新港に毎年、約2億5,000万円も過度なお金をつぎ込み続けています。ガントリークレーンについては1基で12億円を超える赤字となっているのにさらに増設されており、赤字の拡大が心配され納得できるものではありません。

次に、議案第14号令和2年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてですが、市内の高齢者の中には保険料を支払っても介護サービスの利用を節約するために我慢をしている方もいらっしゃいます。介護給付費準備基金の残高は2020年度12億8,903万円であることから、介護保険料のさらなる引下げは可能だったと考えます。

議案第20号令和2年度小樽市簡易水道事業決算認定についてです。

石狩西部広域水道企業団から買う基本水量は毎年増えているのに、実際に企業が使っている水は増えていません。そのため、一般会計繰入額は今も1億円近くなっています。小樽市に負担をかけないからと北海道が進めてきた事業なので、北海道の責任で赤字補填をするのが当然です。

残りの議案にも共通しますが、日本共産党は、公共性の高い事業に消費税をかけることについてもこれまで反対してきました。2020年度小樽市市立病院の損税は4億円にもなっており、大きな負担です。詳しくは本会議で述べますが、以上を申し上げ、討論といたします。

以上、各委員の賛同をお願いし、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより採決いたします。

令和3年第3回定例会議案第8号ないし議案第20号について、一括採決いたします。

いずれも認定と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきましては、付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも高野副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。